

盛徳寺永代供養塔使用規約

第1条(名称)

宗教法人盛徳寺が設置する永代供養塔を「盛徳寺供養塔」と称します。

第2条(規約)

「盛徳寺供養塔」を使用する方は、この規約に同意の上、使用許可書の交付を受けてください。

第3条(使用目的)

「盛徳寺供養塔」は焼骨を埋葬(納骨)の用に供する目的以外には使用できません。

第4条(管理運営)

「盛徳寺供養塔」は宗教法人盛徳寺が管理運営するものとします。

第5条(使用資格)

「盛徳寺供養塔」は牛頭山盛徳寺の檀信徒に限らず、使用手続きの完了した方が使用できます。

第6条(使用許可書の交付)

「盛徳寺供養塔」を使用する方は、使用申込書に記入捺印の上、永代供養料を納入し、使用許可書の交付を受けてください。

「盛徳寺供養塔」の使用許可書は、使用者本人にのみ有効で譲渡、転貸することはできません。使用申込書の記載に変更のある場合は、速やかに訂正届を出してください。

第7条(埋葬及び改葬骨の手続き)

「盛徳寺供養塔」に遺骨、改葬骨を埋葬(納骨)させる場合は、所轄官庁の発行する埋(改)葬許可書に、「盛徳寺供養塔」の使用許可書を添えて管理者に提出し、許可を得てください。

第8条(納骨の方法)

納骨される遺骨は、納骨時に合葬する方法と、契約の期間骨壺で安置しその後合葬する方法があります。申込者は契約時にいずれかの方法を選択できます。

骨壺で安置した後に合葬する場合については、現行法律では遺骨の祭祀者は管理宗教法人となる必要があるため、管理寺院が祭祀者として行います。

第9条(永代供養の期間)

納骨された時から、納骨者名を永代供養塔過去帳に記録し、春秋彼岸、お盆、施食会に供養します。供養期間は納骨時から寺の存続する限り行います。

個別の年忌法要は契約時、および縁者の要望を受けて行います。(供養料は別途必要)

第10条(遺骨の返還)

納骨時に合葬された遺骨の返還はできません。

骨壺の状態で安置されている遺骨は、返還請求者との間に法的整合性があり、かつ正当な理由がある場合は返還に応じます。

第11条(納入金の返還)

納入された永代供養料及び諸費は、原則として理由の如何に関わらず返還しません。

第12条(埋骨納骨者の制限)

「盛徳寺供養塔」を使用できるのは契約者本人だけです。

第13条(使用資格の喪失)

使用者が本規約に違反したとき。

使用者が申込時に虚偽の申請をしたとき。

使用者本により申し出のあったとき。

第14条(使用資格喪失時の扱い)

使用資格を喪失した時は、管理者に返還届を提出し、使用許可書を返還してください。

理由の如何に関わらず、永代供養料及び諸費の返還は致しません。

第15条(不可抗力による事故の責任)

天変地異による不可抗力による被害については、管理者は一切の責任を負いません。

第16条(規約に定めがない場合)

本規約に定めがない場合は、法的に定めるところによるほか、その都度管理者が勘案して決めます。

第17条(規約の改定等)

現行の法律が改定された場合は、本規約も改定されることもあります。